

越。右の趣に候はゞ、半右衛門身代は果可申候旨被申候。半右衛門妹婿の儀は、此出入にて平兵衛禁禁故、妻子並家財半右衛門方へ引請持運候に付、縁者の儀相知申候。

一、きぬかづきの御規式

白石話 禁裡年中の儀式並供物等にも、往古以來の故實も本より有

之候。又は中古よりの事共も有之候。正親町院御自筆にて被遊候御冊物有之候て、圓淨法皇へ御傳被成候。其冊物は禁秘抄の類にて、年中の御法禮等有之候。近衛太閤に御寫本有之儀、文昭院様へ御自筆に、御寫可被成ならば可有御借の由也。依之御借被成御自筆に御寫被成候。新井筑後御心安被遊候に付、御秘本をも爲御見被成候へ共、右御寫本は御契約の所重候に付、爲御見不被成候。其内に正月御規式の内に、きぬかづきと申儀有之候。筑後に存知候やの旨御尋被成候。常に申きぬかづきの事と存知候旨申上候へば、左様にては無之候。此所迄を拜見可仕とて爲御見被成候に付、其所拜見候て頗感泣に及申候。其趣は應仁大亂の後、朝廷の衰微太甚しく、正月供御も兩々無之、魚類とては塩鱧二尾土器に盛、又土器を蓋に仕候て供し申候。是

をきぬかづきと稱し申候。か程に微々に罷成候處、近年少々朝禮も被行候程に罷成候。假令王家再び興起候共、此きぬかづきは必供し可申儀に候との趣を御記し被遊候。誠に不堪感悚事也。

一、毎月二十八日登城の由來

同 徳川の御家に毎月廿八日を以て、朔望同事に諸侯朝賀之儀、故實難知事也。堀田加賀守殿の説とて申傳候は、朔日は日を表し望は月を表し、廿八日に星を表す。所謂二十八宿に當るとの儀、是も附會の事也。東照宮徳廟への仰には、諸大名の出仕、假令朔望はかゝさるゝとも、廿八日之出仕闕座無之様にと、御直に被仰候と云事あり。其謂有事なり。參河に被成御座候時分、幕下の諸士其身の在所々々に引籠有之、毎月朔望並廿八日に登城仕候。參河士、其頃多分は一尙宗にて、親鸞上人の忌日廿八日ゆゑ必御城下の寺へ參詣致し、其次手に登城仕候故、朔望よりは着到多有之候。依之毎々廿八日には、早朝より御上下被爲召、諸士を御待被成候へば、如案各登城仕調し申候。此事其起りに候。

一、嘉定の行事

同上 六月十六日嘉定の事、元來假名にてはカツウと書候てカツと申意より起申候旨。其上元和元年五月八日大阪城落去の後、兩上様御入浴被成初て御參内、六月十六日也。天下一統仕候て初ての參内、殊に嘉定ゆゑ其縁を以御祝日に罷成候。殿中にてはかたゝには餅を飴り、かたゝには鳥目十六貫を飴候て、同朋罷出、餅が足不申候間錢にて餅を買申と、高らかに唱へ申候て、錢を引候事有之。

一、八朔の儀の由來

同上 八月初日を八朔とて祝申候儀、是は禁中にては田の實の朔日とて、秋穀のみなるを祝し申候。其上蒙古人襲來仕候處、兵船殘らず神風の爲に飄溺仕候儀、八月初日の事也。此儀を以八朔を賀せらる。

一、三宅碩庵の論語集註難

鳥巢話 三宅九十郎弟に碩庵と云て、醫を業とする人あり。初め伊藤仁齋門に學て異説を好む。然に其説取に足る事も亦多し。兎角學問は博く聞くにあり。固陋寡聞にては偏見ありて狹隘也。碩庵此頃論語集註を難じて云。股因於夏禮所損益可知也。此所朱子の註、古註馬氏が説を以て所因謂三

綱五常とあり。夏の禮殷禮等の禮、何ぞ三綱五常を以て説くべけんや。幸に其末に夏禮吾能言之殷禮吾能言之云々。とあり。何ぞ是を以不説やと云。此論甚正當可玩。惣て文字を會得するにも、多くは疎き心を以て看るが故に、其意を失ふ事まゝあり。碩庵又曰。顔淵死。子曰噫天喪予云々。此所などの噫の字、常舛嘆息の辭に看る人あり。其故ア、など訓せり。集註 左様の意にて無之、醫書にある噫嘻の意也。いと可讀也。東坡が後赤壁賦に、噫嘻我知之。といへるも同義也。嘆息の辭には非ず。此事白石聞て亦發明あり追可記。

一、くまざと云ふ篠類

桃菰話 くまざと云篠類、そのくまどることを漢名何といへるや、數年心附候へ共見當不申候。或時本草綱目箬の條下附方の内に、青箬露在外將朽者。と云事あり。此露の字を看れば、されること也。くまざも綠葉のされたるもの也。此意を以て見れば劉滄が絶句の詩に殘柳宮前空露葉。夕陽江上浩烟波。と作りし露葉、是迄はつゆの葉と云事と思ひしに